

ご意見	主な該当箇所	回答
第1編「本計画について」・第2編「全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）」		
2. 本計画の策定について・1. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針		
2.1 計画の構成と位置付け・1.8 地域との連携		
<p>・地域福祉計画と本計画の連動について本計画に記載し、来年度以降の具体的な取組の中で軸になるような記載にいただきたい。</p>	<p>図. 計画の構成(関係法令・計画等との関係)</p> <p>(1)地域の自主的な取組との連携</p>	<p>4頁 25頁</p> <p>本計画は、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を目指す市の地域福祉計画や、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携を図る旨を図に追記しています。 また、地域福祉活動の旗振り役である地区社会福祉協議会と連携して取組を進める旨を本文及び図に追記しています。</p>
第2編「全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）」		
1. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針		
1.1 基本方針の考え方		
<p>・知的障害者等にとって、ハード整備だけではなくソフト施策も併せて実施していただきたい。</p>	-	<p>10頁</p> <p>本計画に基づき、ハードとソフトを含めた取組を当事者・市民参加のもと進めていきます。</p>
<p>・山陽電鉄藤江駅は、駅周辺の店舗が閉店してきびれている現状があり、移動等促進地区以外の駅周辺の活性化についても検討していただきたい。</p>	-	<p>計画の基本方針の考え方において、交流や賑わいの創出にも繋がる、市域全体のユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいくことを追記しています。</p>
1.3 安全・安心なまちを支える都市基盤整備		
<p>・ホーム柵は何段階のロープか伺いたい。 ・ロープの張りの強さと隙間の幅について伺いたい。</p>	③ホーム上での安全対策の実施	<p>13頁</p> <p>協議会にてJRよりご報告いただきます。(資料①-1)</p>
<p>・明石市道路モニター制度に、バリアフリーの観点からご意見を頂けるような仕組み作りが出来ないか検討いただきたい。</p>	⑦道路の維持管理の継続	<p>16頁</p> <p>道路モニターの皆様からは、道路の損傷のみならず、歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの補修等について、既にバリアフリーの視点からご指摘をいただいております。今後についても、委嘱時等の機会をとらえ、改めてご協力をお願いしていきます。</p>
<p>・避難所である小中学校のトイレなど、各学校のバリアフリー状況について伺いたい。</p>	①学校等の公共施設のバリアフリー化の促進	<p>17頁</p> <p>協議会にて明石市教育委員会からご報告いたします。(資料①-4)</p>
1.4 心のバリアフリーの推進		
<p>・ストリートピアノの設置について前回ご提案した。是非検討を継続してお願いしたい。</p>	①多様な市民が交流するイベント等の開催	<p>19頁</p> <p>誰もが利用できるピアノの設置に向け、現在検討中です。 また、計画の中にストリートピアノのイメージ写真を追加しました。</p>
<p>・計画の中に例示的にストリートピアノの写真を添付してはどうか。</p>		
1.5 ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な情報提供		
<p>・パピオス市民広場でのイベント時に太陽光の関係でまぶしく、手話や要約筆記が見えにくいことがある。情報保障をするだけでなく、手話等が見やすい環境づくりについても対応をお願いしたい。</p>	(3)イベント時の情報提供への配慮	<p>22頁</p> <p>市民広場のレイアウト上、北側ガラス面を背にステージを設置すると太陽光の影響で見えにくいことがありますので、北西角にある大型ビジョン側にステージを配置するとともに、ステージバックにパネルや暗幕などを使用し光を遮断するなどの対策を広場利用者に案内していきます。(明石観光協会)</p>
<p>・好事例を当事者が取材し、記事にして発表するといった取組が行われれば良い。また、バリアフリーについての好事例を蓄積し、伝え、発信することをデータベース化し、「見える化」することが必要ではないか。</p>	(4)市内のバリアフリーの取組事例の紹介	<p>22頁</p> <p>計画には「市内の優良事例を紹介する取組を実施していきます」と記載しており、ご意見を参考に、取組を進めていきます。</p>

ご意見	主な該当箇所	回答
2. バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区（移動等円滑化促進地区）の設定		
<p>・市内では松が丘地区や江井ヶ島地区においてバリアフリーに関する取組を古くから行われている。バリアフリーに関する地域活動が行われている地区を移動等円滑化促進地区に設定できないか検討いただきたい。</p>	<p>1.8 地域との連携 3.12 松が丘地区</p>	<p>25頁～ 26頁 55頁</p> <p>バリアフリーに関する地域活動に取り組まれているまちづくり協議会に取組状況を聞き取り、松が丘地区を促進地区として設定する修正案を作成しました。また、ユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル地域の設定についても、ご意見を参考に検討を進めます。</p>
3.1 JR朝霧駅周辺地区		
<p>・朝霧駅周辺地区の地区設定は、地域住民にとって妥当なのか再度ご確認をお願いしたい。</p> <p>・現在の移動等円滑化促進地区の北側の住宅エリアから海岸方面への移動や、緊急時の避難も考慮して地区の範囲を見直すべきではないか。</p>	<p>促進地区地図</p>	<p>34頁～ 35頁</p> <p>本地区を含め、各促進地区の範囲について、地域の状況を踏まえつつ、中核となる施設（駅等）からの徒歩圏（概ね半径500m）を含める修正案を作成しました。</p>
3.7 山陽電鉄西新町駅周辺地区		
<p>・西新町駅周辺地域では、駅から北側に兵庫県立大学、兵庫県立がんセンターなど、地域にとって重要な施設があり、地図に記載を検討いただきたい。</p>	<p>促進地区地図</p>	<p>46頁～ 47頁</p> <p>本地区においては、お示しの施設（兵庫県立がんセンター、兵庫県立大学）を地域にとって重要な施設として、生活関連施設に位置付け、合わせて関連経路及び区域の変更を行いました。</p>
3.8 山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区		
<p>・総合福祉センター（貴崎）への移動は、バスの本数が減少しており、不便なことが課題である。</p> <p>・ユニバーサルスポーツの普及促進を目的に総合福祉センター新館がオープンし、スポーツを楽しむ障害者の方も増えたので、障害者の方が地域に多く来訪されることや、交通網の充実について考えていければと思う。</p>	<p>(4)地区の取組方針</p>	<p>48頁～ 49頁</p> <p>路線バスの便数はバス事業者により決定され、総合福祉センター前を通るバスの便数は、現状では1時間に2～3便となっています。地域住民の足となるバス路線の維持に向けて、バス事業者とも連携しながら利用促進を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、本地区の取組方針に「総合福祉センター利用者の移動の足となる公共交通の維持・確保。」と追記しました。</p> <p>本地区の取組方針に「総合福祉センター新館におけるユニバーサルスポーツの普及・促進」と追記しました。</p>
計画全般に関わるご意見		
<p>・避難所となる学校のバリアフリー化を19頁で強調し、全市方針として規定することは大変有意義。促進地区の地図に加え、「学校は安心して行ける場所にある」「全市方針を進めればこんな街になる」とイメージができる工夫をしてほしい。</p>	<p>促進地区地図</p>	<p>34頁～ 57頁</p> <p>促進地区周辺に立地する、避難所となる学校をはじめとした不特定多数の方が利用される施設を、各促進地区の地図上に記載することとしました。</p>
<p>・南北にふくらむエリア等で、鉄道駅は立地しないが地域にとって重要な地区はないのか、市民の方にもチェック頂きたい。</p>	<p>3.12 松が丘地区</p>	<p>56頁～ 57頁</p> <p>鉄道駅は存在しないが、医療・福祉・商業施設等が集積し、バリアフリーに関する地域活動が行われている松が丘地区を促進地区に設定する修正案を作成しました。</p>